

令和8年5月

特定商工業者各位

倉敷商工会議所
会頭 大原 あかね
(公印省略)

令和8年度法定台帳のご提出について（お願い）

拝啓 時下ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

平素は、当所の運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、商工会議所法に基づく特定商工業者制度は、本来商工会議所の運営に参加すべき商工業者の範囲を明確にし、商工会議所に地域総合経済団体的性格を付与するとともに、その公共性を一層促進するために設けられたものです。

その上で、特定商工業者は商工会議所法第10条により、毎年商工会議所に登録することが法的に義務付けられております。

つきましては、別紙法定台帳をご確認いただき、今回より導入いたしました「WEB フォーム」または「郵送」のいずれかの方法により、令和8年6月30日（火）までにご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、「WEB フォーム」による回答方法については、裏面をご参照ください。

敬 具

記

1. 特定商工業者とは

下記4項目全てに該当する事業者のことをいいます。

- (1) 商工業者であること
- (2) 基準日（4月1日）においてその商工会議所の地区内（倉敷市のうち児島、玉島、庄、茶屋町、船穂、真備地区は除く）に営業所を有すること
- (3) 基準日において当該営業所などを設けてから6カ月以上経過していること
- (4) 基準日において、商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者は5人）以上であること、または資本金額もしくは払込済出資総額が300万円以上であること

2. 法定台帳の作成について

商工会議所は、地域経済の改善発展をはかることによって社会一般の福祉増進に資し、もって商工業の振興発達に寄与するため各種の事業を遂行しておりますが、まずその地区内の商工業者の実態などをできるだけ正確に把握しなければなりません。

そのため、法定台帳を毎年作成し、管理運営を行っております。

3. 法定台帳の活用について

法定台帳は、管内における商工業者登録台帳です。当所に備え付け、全国各地からの商取引の紹介やあっ旋、その他必要な信用調査あるいは各種証明などの参考資料として、商工業の伸展興隆のため広範囲にわたり活用しています。

なお、活用にあたっては当所個人情報保護方針に則り、適正かつ厳正に管理いたします。

以 上

<本件に関する問い合わせ先>
倉敷商工会議所 産業振興課
TEL 086-424-2111